



(2017年11月更新)

ミャンマー（ビルマ）・ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業

●事業概要

ヤンゴン中心市街地から南東約 23 キロメートルに位置するティラワ地区約 2,400 ヘクタール (ha) に、製造業用地域、商業用地域等を総合的に開発する事業で、ティラワ経済特別区 (SEZ) への入居企業¹には、改正 SEZ 法 (2014 年) の下、50 年間の土地所有権²が認められる他、各種インセンティブ³が付与される。

同 SEZ 早期開発区域 (フェーズ 1=A 区域) 約 400 ha では、開発事業者であるミャンマー・ジャパン・ティラワ・ディベロップメント社 (MJTD ※) が工業団地等の開発・販売・運営事業を担い、2013 年 11 月に着工。2015 年 9 月までに一部開業 (210 ha⁴) した。電力⁵、港湾⁶、道路⁷等の関連インフラは、国際協力機構 (JICA) の円借款を活用して整備が進められている。

残りの約 2,000 ha についても、次期開発区域 (フェーズ 2=B 区域) 700 ha について、以下のとおり 3 つの用途区分に分けて、開発が進められる予定。そのうち、MJTD が開発する工業区域は、さらに約 100 ha の先行開発区域と残りの部分に区分けされている (移転計画の区分けでは、現時点で⁸前者は移転区域 2-2 東部、後者は移転区域 2-1 および 2-2 西部に該当)。同工業区域の環境アセスメント (EIA)

(2016 年 5 月) によれば、100 ha の先行開発区域は 2016 年 10 月に着工、2018 年初期に開業予定 (実際には、2017 年 2 月着工、2018 年中頃に開業予定)。残りの区域の具体的な開発スケジュールは未定。

用途	面積 (ヘクタール)	開発業者
工業区域	約 262	MJTD
物流区域	約 267	TPD ⁹
住宅及び商業区域	約 169	TPD

パッケージ型インフラ事業として日本が官民を挙げて進める同事業だが、大規模な住民移転など、深刻な環境社会影響・人権侵害を伴うことが懸案となってきた。2014 年 6 月には、同事業の移転住民らが JICA に異議申立てを行ない、A 区域の移転に伴う生計手段の喪失や移転先の住環境の悪化などを指摘し、適切な対応を求めた。今後、移転を迫られる住民についても、同様の問題が起きるのではと懸念されている。

※ 開発事業者： 日緬共同事業体 ミャンマー・ジャパン・ティラワ・デベロップメント社 (MJTD)
ミャンマー民間出資 51% : 日本民間出資 49%
(民間 9 社=41%、緬政府=10%) (住友商事、丸紅、三菱商事=39%、JICA=10%)

¹ 2017 年 7 月までに入居が決定した 79 社のうち 39 社は日本企業 (スズキ、王子、江洋ラヂエーター、フォスター電機、DOWA エコシステム、丸紅、三井物産、日本通運、住友商事/上組、ワコール、エースコック、鴻池運輸、アール・ケイ、あつみファッション、岩谷産業、クボタ、味の素、両備ホールディングス、ヤクルト、富士フィルムなど)。その他、米、タイ、中国、スウェーデン、フランス、ミャンマー企業など。

² 25 年延長オプション付。

³ 法人税や輸入関税等の免税等。免税期間は対象事業等により異なる。

⁴ 早期開発区域の第 1 期開発分は 189 ha、第 2 期分は 138 ha、第 3 期分は 69 ha とされてきたが、MJTD によれば、189 ha に加え、さらに 21 ha を第 1 期の拡張区域として完工予定。また、第 2 期分は 150 ha (<http://mjtd.com.mm/about-us>) で、2016 年半ばに完工予定。

⁵ 変電所、送電線、配電線、発電機、ガス管の設置

⁶ 埠頭の整備、土地造成及び舗装・排水 (1 バース)、建物建設、クレーン等荷役機械の設置

⁷ ヤンゴンとティラワ地区を結ぶ幹線道路の拡幅・整備

⁸ 当初、先行開発区域は移転区域 2-1 だったが、土地収用が難航したため、2016 年 12 月、先行開発区域は区域 2-2 東部に変更された。

⁹ TPD (ティラワ・プロパティ・ディベロップメント社) は、MTSH (ミャンマー・ティラワ SEZ ホールディング・パブリック社: ミャンマー企業 9 社で構成) とティラワ SEZ 管理委員会で構成されており、日本の出資はゼロ

●主な経緯

年月日	
2012年12月21日	日緬両国政府、ティラワ経済特別区（SEZ）開発のための協力覚書（MoC）への署名
2013年1月31日	タンリン郡、チャウタン郡、14日以内の立退きを求め、立退かない場合に30日拘禁と記した通告を複数村の各戸に通知（約900世帯）
2013年2月8日	タンリン郡の住民、「ティラワSEZに関するタンリン郡の通知を拒否」する旨を記したレターをテインセイン大統領に提出
2013年2月11日	日本政府、ミャンマー政府当局に対し、MoCに基づき、住民への説明会の実施を含め、「国際的な環境基準」に沿った開発を要請
2013年4月4～26日	ヤンゴン管区政府、立退き住民に関する調査（同調査やカット・オフ・デートを4月4日に設定したとの説明は、6月11日の住民協議）
2013年11月	ティラワSEZフェーズ1着工
2014年1月	MMST（日本企業3社）、MTSH（ミ企業9社）、ティラワSEZ管理委員会がMJTD設立
2014年4月23日	JICA、SEZフェーズ1（MJTD）に対する海外投融資（出資）供与を決定
2014年6月2日	ティラワ住民3名が申立人となり、JICA審査役に異議申し立て（於 JICA 東京本部）
2014年11月4日	JICA 審査役、異議申し立てに係る調査報告書を JICA 理事長に提出
2015年9月23日	ティラワ SEZ 開所式。次期開発区域（500～700 ha）に関する覚書（MOU）署名・交換
2016年10月21日	JICA、SEZ フェーズ 2（700 ha）の工業区域 262 ha 中 100 ha について、日緬企業と MJTD 事業契約の改訂
2017年 2月下旬	ティラワ SEZ フェーズ 2（700 ha）の工業区域 262 ha 中、区域 2-2 東部（108 ha）着工
2017年8月14日	JICA、SEZ フェーズ 2（700 ha）の工業区域 262 ha 中、区域 2-2 東部（約 108 ha）について、MJTD と融資契約書に調印

●ティラワ SEZ 開発事業 各フェーズの進捗状況、関連アクター、影響規模

	フェーズ 1（A 区域）（400 ha）	フェーズ 2（B 区域）（700 ha）				残り 1,300 ha
		工業区域（262 ha） （＝移転区域 2-1、2-2）		物流区域（267 ha） 住宅及び商業区域（169 ha）		
事業の進捗状況	2013年11月着工、15年9月一部開業	2017年2月一部着工		未定	未定	
開発実施主体	MJTD			TPD	未定	
JICA の関わり	・ MJTD への出資＝海外投融資 ・ RAP 策定に対する助言等	・ MJTD への出資＋融資 ・ RAP 策定に対する助言等		---	協力準備調査	
その他 公的機関の関わり	日本貿易保険（NEXI）付保	未定		未定	未定	
日本企業の関わり	MJTD 出資（MMST＝三菱、丸紅、住友）			---	未定	
事前調査（マスタープラン）	経済産業省（METI）					
事前調査（F/S）	日本民間（MMST＝三菱、丸紅、住友）	MJTD			JICA	
環境影響評価（EIA）	日本民間（MMST）	MJTD		TPD	未実施	
住民移転計画（RAP）	ヤンゴン管区政府、ティラワ SEZ 管理委員会			未実施	未実施	
影響住民（世帯）	移転住民 68	移転区域	2-1	2-2	移転区域 1、2-3、3、4 等 移転住民 約 600～650	移転区域 5、6 等 移転住民 約 200～250
	農地収用のみ 13			東		
	農地利用制限（乾季・灌漑停止） 約 70	移転住民	5	93		
		農地収用	16	15	--	